

電柱広告お取り決め事項

電柱広告をご利用くださる方は、次の各項をお確かめの上、お申し込みください。

1 広告の申込み

お客様は、城南電通株式会社（以下当社といいます）の定めた申込書に所定の事項を記入の上、お申込みいただくものとします。ただし、お申し込み後契約成立までの間に電柱の変容または屋外広告物関係法令等による規制ならびに当社基準の制約により掲出できない場合があります。

2 申込み取消しによる費用負担

お申込み後広告掲出までの間に、お客さまの事情によりお申込みを取り消された場合は、それまでに要した実費をお支払いいただきます。

3 契約成立の時期

契約はお客さまのお申込みにより、所定の電柱に広告を掲出した日をもって、契約成立の日といたします。

4 掲出広告の保守管理

当社は掲出広告を保持するため、必要な保守管理を行い、広告が汚損・損壊していると認めた場合および紛失している場合は、当社の負担で補修または再掲出いたします。

5 創作デザイン料・版下製作料・特別色料

お客さまのご希望により、オリジナルデザインの創作、版下製作ならびに特別色を要する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。

6 デザイン作成・修正

デザインの作成は3回までは無料で行いますが4回目以降の修正は有料となります。

7 製作費

お申込みの広告を製作し、所定の電柱に掲出するまでの費用として所定の製作費を原則として、初回ご請求時にお支払いいただきます。ただし、電柱に掲出した広告およびその付属物は当社の所有であります。

8 広告料

契約期間中は所定の月極め広告料をお支払いいただきます。ただし、広告料の起算日は広告掲出の翌日とし、掲出月の中途の場合は月末までの日割り計算といたします。

9 希望取替料・一部訂正料・移転料

お客さまのご希望により、広告内容を改変する場合、または掲出柱を変更する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。

10 料金の請求・支払日

広告料のご請求は広告掲出月の翌月とし、ご請求月末日までに広告料・製作料をお支払ください。その他の場合はご相談ください。

11 法令・官庁などの指示による場合の改廃および変更

屋外広告物関係法令・官庁の指示・NTT東日本・東京電力・地域の要請、電柱の変容・抜柱など止むを得ぬ場合は契約期間中でも広告の改廃、および掲出柱の変更を行うことがあります。これに要する費用は当社負担といたします。ただし、上記の場合当社は営業補償等の責任は一切負いません。

12 契約期間

契約は広告掲出の日から1ヵ年経過した日の属する月の末日をもって満了日といたします。契約期間満了2ヶ月前まで双方意義のない場合は引続き契約更新となります。

13 契約の解約

広告掲出の日から1ヵ年経過後は2ヶ月前にお申し出いただければいつでも契約の解除ができます。ただし当社またはお客様が上記各項に反した場合は相当の期間を定めて催告し、その期間内に義務を果たさない場合はいつでも契約を解除することができます。

14 広告料の改定

一般経済情勢の変化、または諸負担の変動等に応じ、契約期間中であっても広告料を改定させていただく場合があります。この場合は少なくとも2ヶ月前に予めご通知いたします。

15 個人情報の取扱い

お客様に記載していただいた個人情報は厳正に取扱い、当社事業以外には使用いたしません。